

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

(清流の国づくり政策課)

一

### 告示

指定代理納付者の指定

(清流の国づくり政策課)

二

## 規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「高等部」の下に「及び専修学校の高等課程(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程であつて、修業年限が三年以上のものに限る。以下同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項第一号中「又は」を「」に改め、「第五学年」の下に「又は専修学校の専門課程の第一学年若しくは第二学年」を加え、「(以下)」を「又は専修学校(高等課程に限る。第六条第一項第二号において同じ。)(以下)」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四学年」の下に「又は専修学校の専門課程の第三学年以上」を、「当該大学」の下に「又は当該専修学校」を加える。

第五条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項中「のうち一人」を削る。  
第六条第一項中「奨学金の貸与を受けよう」とを「申請をしよう」とに改め、同項第二号中「若しくは」を「」に改め、「高等部」の下に「若しくは専修学校」を加える。  
別記第一号様式表中

<p>大学 短期大学 高等専門学校</p> <p>大学 短期大学 高等専門学校 専修学校</p> <p>「おのゝ」 回覧係長任</p>	<p>連帯保証人 ふじがな 氏 住所 〒 電話番号 生年月日 申請者との続柄 職業</p> <p>連帯保証人 ふじがな 氏 住所 〒 電話番号 生年月日 申請者との続柄 職業</p>	<p>連帯保証人 ふじがな 氏 住所 〒 電話番号 生年月日 申請者との続柄 職業</p>	<p>「おしへ社」を「おしへ社」に改め、同様式備考第三号中「のうち一人」を削る。 別記第六号様式から別記第八号様式まで及び別記第十一号様式中</p> <p>借受人 住所 氏名</p>
<p>電話番号 住所 氏名 電話番号 住所 氏名</p>	<p>借受人 住所 氏名 電話番号 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名 電話番号</p>	<p>岐阜県告示第百八十九号</p>	<p>岐阜県告示第百八十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により 指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号） 第三十七条の三の規定により告示する。 平成二十九年四月一日 岐阜県知事 古田 肇</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>

改める。  
別記第十五号様式備考第三号中「のうち一人」を削る。  
附則  
1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
2 改正後の第五条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に  
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）第七条第一項  
の申請をしようとする者に係る保証人について適用し、施行日前に同項の申請をした  
者に係る保証人については、なお従前の例による。

告示

所 指定代理納付者の名称及び住 所 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一 番 三 号 株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目 三番二号	指定代理納付者に 納付させる歳入 ふるさとぎふ振興 寄付金に係る寄附 金歳入	指定代理納付者に歳入を納付 させる期間 平成二十九年四月一日から平 成三十年三月三十一日まで
同右	同右	同右

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社